

『手にとるように労働法がわかる本』（第3刷）訂正表

平成17年の法改正等により、本書の記述内容に変更がありますので、下記のように訂正させていただきます。

頁	箇所	訂正前	訂正後
26	上段後ろから5行目以降	的確な表示をすることや（同42条）、会社が直接募集する際に通常の通勤圏または近接地域から募集するように努めなくてはならないといった規制があります（同38条）。	的確な表示をすることなどの規制があります。
30	下段最終行	社会的非難を浴びるような	社会的非難を浴びるような ことではできません。
131	2行目	なお、未払額が30万円以下であれば、	なお、未払額が 60万円以下であれば、
159	図表 「一般の離職者」	「5年以上10年未満」 120日(90日) 「20年以上」 180日(150日)	「5年以上10年未満」 90日 「20年以上」 150日
159	図表・脚注カッコ書き	（ただし、2003年4月以降給付額と給付期間がカッコの中のように変更される予定）	（ただし、2003年 5月1日 以降の給付額と給付期間 です ）
174	下段4行目に追加		さらに、違法性の高い行為については刑事罰もあります（同14条1項3号ないし6号）。
220	上段5行目に追加		なお、子が1歳を超えても保育園の入園等の困難な事情がある場合は、1歳6ヵ月に達するまで休業が可能です。
220	上段後ろから3行目に追加		ただし、期間雇用でも1年以上継続して雇用されていた者につき、一定の場合育児休業が認められることになりました。
221	下段1行目	なお、育児休業期間中の労働・社会保険は、	なお、育児休業期間中に 限らず3年間 は労働・社会保険は、
222	下段4行目に追加		ただし、育児休業と同様に（前節参照）、一定の期間雇用労働者にも介護休業が認められることがあります。

2 2 2	下段最終行	対象家族 1 人につき 1 回に限り認められています(育介休法11条 1項但書)。	対象家族 1 人につき 介護を要する状態に至ったごとに 1 回 認められています(育介休法11条 1項但書)。
2 2 3	2 ~ 3 行目	また、育児休業とは異なり、介護休業の期間は 3 ヶ月までとなっています(同15条 1項)。	通算93日の範囲内で休業が可能です。
2 2 6	上段11 ~ 14行目	そこで育児介護休業法の改正により、平成14年 4 月 1 日から事業主(会社)は看護休暇制度の導入が努力義務とされ(育介休法25条)、平成17年 4 月 1 日以降は法的に義務づけられる予定です。	そこで育児介護休業法の改正により、平成 17 年 4 月 1 日から事業主(会社)には看護休暇制度が法的に義務づけられています(育介休法 16 条の 2 ないし 16 条の 4)。
2 2 6	上段最終行 ~ 下段 4 行目まで	なお、厚生労働省の指針では、「労働者が年間に子どもの病気のために休む日数は 5 日までのものが多いことも勘案し、措置が講じられることが望ましい」として、5 日程度の看護休暇の設置が求められていて、前述のように制度化される予定です。	削除
2 2 6	下段 6 行目	以上のように、看護休暇は努力義務に過ぎませんが、事業主(会社)は	以上のように、看護休暇は 義務化されましたが、その他にも 事業主(会社)は
2 4 4	上段 3 行目	個別・集団を問わず、労政事務所や労働事務所に	個別・集団を問わず、 労働情報相談センター や労政事務所、労働事務所に